

**令和4年度 山梨地方最低賃金審議会  
第2回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会  
議事録（一部議事概要）**

- 1 日 時：令和4年10月6日（木）午前9時34分～午前11時14分
- 2 場 所：山梨労働局 1階大会議室
- 3 出席者：公益代表：伊藤委員、今井委員、岡松委員  
労働者代表：雨宮委員、櫻井委員  
使用者代表：金井委員、川島委員、内藤委員  
事務局：岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

#### 4 議 事

- (1) 改正審議
- (2) その他

#### 5 審議会内容

(賃金室長)

本日は御足下の悪い中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

ただいまから、令和4年度山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、労働者側の飯沼委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分2以上で、かつ、各側委員の3分の1以上の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、伊藤部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

#### 【 議事（1） 改正審議 】

(伊藤部会長)

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で何かございますか。

(賃金室長)

それでは、事務局から、2点説明をさせていただきます。

まず1点目は、金額審議を行う会場についてでございます。

昨年度と同様に、本年度も公益委員と各側委員との金額折衝は、この会議室

で行っていただきます。

各側の控室につきましては、労働者側は3階の相談室、使用者側は2階の相談室をご用意させていただいております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、金額折衝を行っていただく際には、控室に事務局が御案内に参りますので、よろしく願います。

2点目は資料の説明でございます。

お手元に配付しております資料の1ページを御覧ください。

これは、9月30日に山梨労働局が報道発表いたしました、令和4年8月の労働市場の動きの資料となります。

有効求人倍率は、1.44倍となり、前月に比べ0.01ポイントの上昇で、前月比では2か月ぶりの上昇となっております。

次に5ページを御覧ください。

これは、全国の輸送用機械器具等製造業最低賃金の改正状況を取りまとめた一覧表となります。

山梨と同じ「自動車・同附属品製造業」の最低賃金が定められている府県につきましては、薄い青色で色付けしてあります。

現在のところ、埼玉、兵庫、秋田の3県で改正額が決定しております。

また、この表は、輸送用機械器具等製造業関係の最低賃金の一覧表となりますので、自動車製造業関係のほか船舶や建設機械が入っているケースや、逆に自動車部品が入っていないケースもありますことに御留意いただければと思います。

説明は以上でございます。

(伊藤部会長)

ただいまの説明について、何か御質問等がございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(伊藤部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、これより具体的な金額審議に入ります。

本年度は、審議の効率化を図る観点から、労使双方から事前に、主張される金額をお知らせいただいております。

ここで改めて、この場で金額及びその金額を提示した理由を簡単に表明していただきたいと思っております。

まず、労働者側から願います。

( 櫻井委員 )

それでは、櫻井から説明させていただきます。

まず、引上げに当たっての考え方を説明させていただきます。

前回の見解でも説明しましたとおり、組織労働者と未組織労働者の格差是正を図るため、県内組合の金額上昇率と同等以上が必要だということ。

それから、金属労協が示すとおり、地域別最低賃金との優位性を確保する観点から、それらの金額を上回るということも条件としてあります。

その他、様々な物の値上げという物価上昇もありますので、それも考えの中に入れてあります。

具体的な引上げ金額を35円というように提示させていただきましたけれども、これは、県内の地場の労働組合の春闘の結果、これをベースに金額を算出しております。

一つの考え方として、率という考え方がありますけれども、それを時給換算もしくは金額のケースに引き直した形で35円という金額を引き出しております。

率ですと、同率で上がると格差是正が図れないというような観点から、金額という形で考えさせていただきました。

簡単ですが以上になります。

( 伊藤部会長 )

では、次に使用者側お願いいたします。

( 川島委員 )

1回目で申し上げましたように、基本的見解から行くと、非常に厳しい環境が続いています。

一昨日でしたか、日銀の短観でも、かなり製造業、厳しくなっているという情報が皆さんにも届いていると思います。

そういう観点からいきますと、かなり厳しいということで、我々としては、賃金上昇率のみ検討させていただいて、資料でいただいた第4表のほうから率を出しまして、換算した金額が12円ということで提示させていただきました。以上です。

( 伊藤部会長 )

ありがとうございました。

ただいま、労使双方から、金額を御提示いただきました。

従来例に従いまして、これから、公益委員による各側との個別折衝を行いたいと思います。

まずは、労働者側と行います。

その前に公益委員内で打合せを行いたいと思いますので、大変恐縮ですが、各側の委員には、一旦控室で待機をお願いします。

それでは、一旦専門部会の審議を中断いたします。

**(以下、金額折衝を実施。)**

**概要は、以下のとおり。**

**1 公益委員による事前打合せ**

**2 労働者側と折衝**

**(1) 労働者側の主張**

プラス35円の根拠について、連合山梨加盟組合での今年の平均引上げ額が6,234円であり、これを時給換算した数字。

引上げ率では2.32%だが、率では格差の是正につながらないため、引上げ額から検討した数字にこだわりたい。

さらに、人手不足が解消されておらず、産業として賃金を上げていく必要がある。

昨今の情勢からは、昨年引上げ額を上回ることは必要。

**(2) 公益の見解**

労働者側が示した考え方は理解できるが、労働者側が示す春闘での引上げ率は300人未満の規模に限ると1%台であり、提示金額の根拠とした時給換算額や2.32%の引上げ率は、中小規模企業に配慮すべきことも考えると厳しい数字。

**(3) 労働者側の主張**

公益委員の示した春闘結果、第4表のデータ等については理解できる数字である。

また、使側において物価上昇率を加味していただいたことは評価する。

歩み寄りの余地はあるものの、具体的な金額については持ち帰って検討したい。

**3 使用者側と折衝**

**(1) 使用者側の主張**

プラス12円の根拠について、第4表の産業計のうち男女計のBランクの賃金上昇率1.3%から算出した。

支払い能力を考慮することが一番大事で、現在は賃金を上げることができる環境にないと考えているが、上げるとすれば賃金上昇率を根拠にすべき。

後は強いて言えば物価上昇率を加味することが考えられる。

**(2) 公益の見解**

使側が根拠とする賃金上昇率1.3%は全産業での数字。

どのデータを用いることが適切なのかという話はあるが、4表の製造業のうちパートのBランクで1.8%など、最賃を考える場合に、より適していると考えられるデータもある。

(3) 使用者側の主張

物価上昇率を加味するとしても、どのようなデータに基づくことが一番妥当性が高いかという点はあるが、甲府市の消費者物価指数の上昇率である0.6%を賃金上昇率1.3%と合わせて1.9%とすると、プラス18円となる。

4 公益委員見解

今回は、これ以上の歩み寄りの金額は示せないとのことであるので、次回までに再度検討いただきたい。

(以上で金額折衝を終了)

(伊藤部会長)

審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いしまして、金額及び考えを伺いました。

しかしながら、労使の主張にはまだ隔たりがあり、公益側としては、このまま審議を進めても進展が見込めないと思われまますので、本日はここまでとし、一旦審議を打ち切りたいと思います。

労使各側とも、もう一度歩み寄りを検討していただきたいので、時間を取り、再度、10月26日水曜日に第3回の審議を行いたいと思います。

10月26日は、検討結果を報告していただいたうえで、公益案を提示したいと思います。

できれば、全会一致で答申に至るように努めたいと思いますので、双方、前向きな検討をお願いします。

**【 議 事 (2) その他 】**

(伊藤部会長)

それでは、議事の「その他」に入りますが、各側から何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(伊藤部会長)

よろしいですか。

それでは、事務局からお願いします。

(賃金室長)

ただいま、部会長からお話ございましたが、次回、第3回の専門部会は、10月26日水曜日、午前9時30分から、ここ1階の大会議室で行いますので、お集まりいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(伊藤部会長)

それでは以上で、第2回専門部会を終了したいと思います。

なお、本日の議事録の確認ですが、櫻井委員と川島委員にお願いします。

お疲れさまでした。